

令和8年度第2回摂津市男女共同参画推進審議会 要点録

日 時：令和8年9月29日（火）10時～12時

場 所：摂津市役所 新館4階 401会議室

出席者：委員12名、事務局3名、市民意識調査委託業者1名

傍聴者：1名

配布資料

- ・次第
- ・資料1 第4期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～(改訂版)資料説明
- ・資料2 第3章 計画の基本的な考え方（素案）
- ・資料3 第4章 施策の展開（素案）
- ・資料4 具体的内容修正案
- ・資料5 改訂版策定までのスケジュール
- ・資料6 男女共同参画に関する市民意識調査報告書（中間報告）
- ・資料7 具体的内容修正対照表
- ・男女共同参画センター・ウィズせつつ 令和7年度事業報告書

事務局：（あいさつ）（資料の確認）（審議会開会規則の説明）（委員の出席状況報告）
これより議事の進行を委員長に願います。

【開 会】

委員長：これより、摂津市男女共同参画推進審議会を開会する。案件（1）「男女共同参画に関する市民意識調査報告書について」事務局から説明をお願いする。

（事務局説明）

資料6の男女共同参画に関する市民意識調査報告書を参照。前回の審議会では、今年5月に実施した市民意識調査結果について報告。今回は、市民意識調査結果を基に作成した現時点での報告書の報告。作成した委託会社から内容について説明を行い、委員から質問や意見、要望等をお願いする。

（委託会社説明）

前回の審議会では市民意識調査の単純集計を報告。その時にいただいた意見等を反映させたものを報告書にした。

P1 調査の概要の6番の最後に記載の通り、ポイント差に応じてコメントを作成。前回の審議会では「増加」「減少」だけでなく、「どれくらい増加なのか」「どれくらい減少なのか」わかりやすいコメントに、という意見を反映。また、クロス集計なども追加。

P2 調査結果のまとめでは、調査結果の項目ごとに総括を掲載。結果からうか

がえることや課題などをまとめた。

2、男女の地位に関する意識について、「男は仕事、女は家庭」という考え方について否定的な回答が65.6%、一方で性別による生きづらさが「ある」と感じた回答が22.1%で、意識と行動のギャップを埋め、多様な生き方を支える啓発や環境整備が必要。

3、子どもの教育について、子どもに期待する生き方では、女の子は「本人の意思に任せる」が33.1%で最も高く、男の子は「経済的に自立した生活をする」が43.0%で最も高く、性別による一定の偏りが残る現状。

4、働き方について、男性の育休取得は「現実的には取りづらいと思う」が43.4%、理由は「仕事上周囲の人に迷惑がかかる」が44.8%で最も高くなっている。育児休業等を取得しやすい職場環境づくりが重要。

5、男女の人権について、DVやハラスメントの相談をしなかった理由として最も多いのが「相談するほどの事ではないと思った」が31.1%で被害が表に出にくい状況。相談窓口として「警察」が55.4%で最も多く認知される一方で、男女共同参画のための総合的な施設の相談窓口の認知度は非常に低い。身近な相談体制の周知が必要。

6、防災・災害復興対策について、計画や役割を決める時に「男女がバランスよく参加する必要がある」が85.1%で意識の高さがうかがえる。今後は、学習機会の提供や女性の意思決定過程への参画の推進が必要。

7、男女共同参画社会について、市が力を入れるべきことでは「育児や介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」が48.2%で最も高い。一方で男女共同参画センターの利用経験は「ない」が83.2%、理由は「何をしているところかわからない」が38.5%。仕事と家庭の両立支援の充実とともに、施設の周知や広報活動が必要。

8、女性支援法について、表記については困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）に変更予定。支援に必要なことは「状況に気づいてくれる人の存在」が60.8%で最も高く、周囲による早期発見と安心できる居場所の確保が求められている。

次ページからは、前回の審議会で報告した調査結果を掲載。変更点は、例えばP5やP8では調査結果の次に性・年代別の結果を追加。意図は特異的なところを見つけるため。例えばP8「同居の家族構成」の調査結果を性・年代別でみると、女性では30歳代から80歳以上まで年代が上がるほど「一人世帯」の割合が高く、男性ではそのような事は読み取れない。報告書では性・年代別の結果をいくつか追加。P14では全国・大阪府調査との比較を追加。P42は具体的記述を掲載、P177は意見や要望の自由意見をカテゴリーに分類して掲載、P183からは参考資料として調査票を掲載。以上。

- 会長 P 1 4で全国・大阪府調査との比較を掲載したのは独自でしたのか。
- 業者 担当課との打ち合わせで掲載。
- 会長 担当課として調査結果の見解をお願いします。
- 事務局 経年比較すると、全体的に数字は下がっている。アンケートについて高齢者から「わからない」との意見が多く、数字が低くなった要因と考える。自由記述を重要視している。男女共同参画センターの存在が前回と同様低く、また相談件数は増えているものの、相談窓口の周知が広がっていない。男女共同参画の意識では、育児参加や家事分担など少しずつ変化してきてはいるが、炊事や洗濯など細かい部分では女性が担うという意識がある。働き方では、女性が仕事を続けることが望ましいという意見が増え、男性の育児休暇の取得率も高くなっている。一方、男性が育児休暇を取得したことによって精神的不調を訴えるという記事を見た。制度的には良くなっているが、実際はどうなのか、さらに追及してみたい。
- 会長 市民意識調査報告書について、質問や意見はあるか。
- 男女共同参画センターが知られていないのは、以前から懸念事項としてあった。距離が遠いと足が向くこともない。物理的距離は影響してくるので、ウィズセつはセンター機能として、他の公共施設はランチのような形で男女共同参画事業を行ってはどうか。
- 事務局 鳥飼方面からセンターまでは距離が遠く、交通の便も良くない。今後の課題として認識している。生涯学習課担当の出前講座で依頼を受け、出向いていく方法もある。また、各公民館でいろいろな講座を実施しているので、まずは共催という形で考えたい。
- 会長 そういう方向で進めば良い。
- 委員 調査結果のまとめは、コンパクトにまとまっているので良い。だが、全体的に下がり気味というところを、どのようにアクションしていくのかがわかりにくい。
- 会長 回答者の年齢が高く、現役世代は忙しく答えにくい。答えてもらう工夫が必要。
- 「男と女は違うので、男女平等はおかしい。」という意見は、年齢の高い人がそう感じるがよくある。男女共同参画とは、何を目指しているのかをわかってもらう方法を常に考えている。P 1 8 0「困難な問題を抱える男性のことはどうでもいいのか？それが男女共同参画の理念なのか？」という意見もある。趣旨をわかってもらうことが必要。若い人にはわかってもらいやすいが、地域のシニアにはわかってもらう機会もない。
- 委員 自由意見を読んで男女がより分断された、男性が怒っている感じ。男女ではなく、ひとりの人間としての人権が守られることが大切。自分のしんどさが、女性や子ども、障がいのある人など弱い人に向けられていて分断されている気がする。
- 会長 最終的には、誰もが人権を尊重され、置いてきぼりにならないような社会になるように、男女共同参画の分野でできることを考えている。戦後、女性差別が当た

り前の時代からは変わってきた。昔は男女平等ということが大切だと思っていた時代があったが、今はいろいろなものが平等に変わってきているように見える。むしろ男女平等の意味がわかりにくくなっている。「男と女は違うのだから、なんでもいっしょというわけにはいかない。」という意見があったが、そういう意味ではないことをわかってもらう場が必要。そういう機会があれば良い。

委員 出前講座の利用状況はどうか。

事務局 0に近い。

委員 講座の時間は。

事務局 要望があればその時間で行う。センターの講座は1時間半から2時間。過去には男女共同参画の視点での防災関係の講座を、防災危機管理課と一緒にいった。

委員 男女共同参画を考える機会がない。各地区の総会後に研修会をしてほしい。

事務局 他課でも実績があるので、依頼があれば実施していく。

会長 案件（2）「第4期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～(改訂版)」素案について、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

第4期男女共同参画計画～ウィズプラン～は、計画期間を令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間として策定。前期5カ年と後期5カ年とし、社会状況の変化や新たな課題が生じた場合には、中間年で見直しを図る。今回、この中間年となるため、市民意識調査を行い、計画の内容を検討し、改訂版を策定する。市民意識調査結果からは、男性の優遇感や固定的な役割分担意識が薄れ、男女共同参画についての意識が浸透しつつある。しかし、いくつか課題となる結果や意見もある。男女共同参画計画や男女共同参画センターの認知度の低さにより、DVやセクハラ被害から相談へ十分に繋がられていない現状が明らかになった。また、子どもの男女共同参画教育はもっと早い時期からの教育が必要という意見や、育児や介護に関しての包括的な支援を期待する声もあった。今回は改訂版ということで大きく変更することは考えていないが、これらの調査結果や市民の意見を踏まえ、担当課と協議し、今後5年間の事業に反映できるようにと考える。

今日の審議会では、事務局で作成した資料2第3章計画の基本的な考え方（素案）と資料3第4章施策の展開（素案）について審議し、それを反映した素案を作成する。資料1・2・3・4と第4期男女共同参画計画～ウィズプラン～を参照。資料1で説明にあるが、変更部分を網掛けにし、社会情勢の変化を踏まえ文言を修正、文章を短く、見やすくした。「第3章 計画の基本的な考え方」の素案、男女共同参画計画の31ページ、資料2の1ページ、1基本理念では、本文4行目の「男女平等の実現に向けて」を「男女共同参画社会の実現に向けて」に変更。男女平等は、歴史的や制度的には男性と女性の間の格差や差別をなくすことを中

心に発展してきたが、現代では性別やジェンダーに関わらず、すべての人が平等な権利と機会を持つべきだという概念として広がっている。資料2の2ページ2基本的方向の1の6行目「男女平等教育」を「男女共同参画教育」に変更、基本的方向3の1行目「女性は妊娠、出産があり」の「妊娠」の前に「生理」を追加。最後の部分に新しく施行された「女性支援新法」を追記。資料2の3ページ、3計画の体系。前回の審議会では基本的方向と施策は変更しないとのことだったが、基本的方向1施策2の「男女平等教育・学習の推進」を「男女共同参画教育・学習の推進」に変更。基本的方向2施策2の「労働における男女平等の推進」については、「男女平等」の部分を変更していない。女性活躍推進法は、女性が職場で個性と能力を十分に発揮し、働き続けられる環境をつくるための法律で、男女の賃金の差異や女性管理職の比率など制度としての要素が含まれるため、「男女平等」という表現を残した。基本的方向1の枠内には、第4章にある関連するSDGsのマークを移動。具体的内容について、資料4に修正前と修正後を表示している。主に文言修正や文章を短くした。資料4の1ページ基本的方向2施策1具体的内容④と⑤は、ひとつにまとめる案とした。担当課である自治振興課では、「協働のまちづくり推進計画」を策定中で、協働のまちづくりを進めるためには、性別にとらわれず、誰もが個性と能力を発揮し、意思決定や活動に参画することが重要と考えており、地域活動や市民活動への参画拡大を図る。資料4の3ページ基本的方向3施策2具体的内容⑧として、令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（通称：女性支援新法）により、本市が行うべき施策の具体的内容として追加した。これまで女性を支援する法律については「売春防止法」に基づき、保護更生等を目的として補導処分や相談対応等が行われてきた。しかし、近年女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化・多様化・複合化している。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、「支援」を中心に据えた、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現を目指して、制定された。資料2の4ページ4指標一覧。表の一行目見出しについては、目指す方向と現状値の間に計画策定時の列を追加。目標値は、計画終了年の令和13年を設定。※の補足説明では、基本的方向2の出産補助休暇及び育児参加休暇の合計5日以上取得率について、育児休業の取得率の増加に伴い減少傾向にあり、特定事業主行動計画の目標項目から除外されたため、目標値は記載していない。現段階ではこのように考えているが、この計画の基となる「摂津市行政経営戦略」についても、現在見直しが進められている。それに伴い、この目標指標の項目が変更、追加となる場合がある。

会長 「第3章 計画の基本的な考え方」の素案について、質問や意見をお願いします。

委員 「協働のまちづくり推進計画」に男女共同参画の推進という観点で反映されるか。

- 事務局 計画策定の委員に入っている。意見として伝えていく。
- 会長 市のいろいろな計画に男女共同参画の視点は入っていないと困る。
- 事務局 自治振興課の市民活動団体と人権女性政策課の男女共同参画推進団体との関わりが中心になっていく。
- 副会長 基本的方向１の施策２「男女平等教育」を「男女共同参画教育」に変更するのは良い。学校現場では、〇〇教育が２０以上あり、担当課からその取り組みを行ってほしいと依頼される。教育が必要なことは理解する。このプランの良いところは、小さい時から家庭で、地域で、学校で、社会でやっていこうとなっている。そのあたりをもう少し強調してほしい。学校でも行うが社会全体で行うという風潮が意識を変えていくことになる。みんなで一緒にやっていこうとなると、学校も一緒にという雰囲気になっていく。
- 事務局 教育振興基本計画やこども計画を中心に、こういう考えを取り入れてもらうスタンスです。DV防止講座も以前は全校で行っていたが、実施が難しくなってきた。
- 会長 学校頼みではなくて、いろいろな場でわかってもらう仕掛けが大切。
- 事務局 センターでは、性教育講座について保護者向けとこども向けに分かれて同時進行で行う企画を考えている。学校での周知に協力願う。
- 〈５分間休憩〉
- 〈再開〉
- 会長 案件（２）「第４期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～(改訂版)」素案について、事務局から説明をお願いする。
- （事務局説明）
- 第４章男女共同参画計画の３５ページ、資料３ 第４章 施策の展開（素案）について。関連するSDGsのマークは、第３章に移動。基本的方向のそれぞれに【現状と課題】を掲載。改訂版については、この内容に沿った図や表を追加。それに伴い文章を変更。１か所訂正をお願いする。資料３の５ページ、基本的方向２の【現状と課題】の文章で１０行目の右に「前回の９３．１％」を「９３．３％」に訂正をお願いする。３６ページ以降は、第３章で説明した具体的内容の説明や担当課を記載。時間の都合上、ひとつひとつの説明は省略するが、主には文言修正や文章を短くわかりやすくしたもの。資料７具体的内容修正対照表に詳しく表記。左側が修正前で右側が修正案。左側の波線部分を右側の網掛け部分に変更。右側の空白部分は変更なし。
- 会長 「第３章 計画の基本的な考え方」「第４章 施策の展開」の素案について、質問や意見をお願いする。
- 委員 資料４Ｐ１の２－１－①「行政分野」②「行政分野・教育分野」の削除理由。
- 事務局 対象は変わらない。文章を見やすくするため。

委員 ③「女性」の削除理由は？

事務局 前の部分の「主体的に行動できる女性」に含む。

委員 ④「組織づくり」の削除理由は？

事務局 「協働のまちづくり推進計画」の中で組織づくりを行い、こちらの計画では活動を推進する。

委員 P 2 の 2—2—⑤「女性」の削除理由は？

事務局 前の部分の「女性起業家」に含む。

委員 ⑥「従来の男性中心型の働き方を見直し、男女が」の削除理由は？

事務局 内容は変わらない。文言の整理。

委員 わかりにくい。男性中心型の働き方を見直すとは、「男は仕事、女は家庭」「家庭との両立が難しい」「女性は働きにくい」というアンケート結果が出ている。そういうことを改善するということなので、検討する方がいい。

⑦「主体的に取り組めるよう」の削除理由は？

事務局 男性だけでなく、男女ともにうまく関わっていけるようにということ。

委員 P 3 の 3—2—⑥「大阪府や警察・消防等の」削除理由は？

事務局 今後も引き続き連携を図る。例を挙げると数が限られてしまう。大阪府や警察・消防だけではなく、N P O や民間シェルターなども含めたいろいろな機関と考える。

委員 P 3 の 3—2—⑦「庁内各課と連携し」削除理由は？

事務局 今後も庁内各課とは引き続き連携を図る。⑥と同じように文章を整理した。

委員 ⑥は庁外連携⑦は庁内連携で書き分けている。庁内で連携するということは、例えば住宅相談に来られた人の話をよくよく聞いてみたら、夫に家を追い出された。DV相談に繋いだ方が良く。というように深掘りして話が聞けるということになる。そのためには教育も必要になる。具体的内容に「庁内の連携」と明示することにより各課が考え行動するので、これは明示しておかなければならない。

事務局 検討する。

委員 ⑧具体的にはどのようにしていくのか。

事務局 詳細は今検討中。

委員 アンケート結果を参考にしてはどうか。

会長 文章が短くなったので、具体的に何をするのがわかるものにしてはどうか。

⑧については、このまま確定の予定か。

事務局 窓口の周知等に加え、民間シェルターの協力など考えているが、現時点では具体案は未定。

会長 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は、参考資料として掲載するか。

事務局 掲載する。

- 会長 関心のある人やセンターに来られている人以外の人たちにもわかってもらえる計画というのが大きな課題と思う。
- 委員 調査結果で「好みの髪型やファッションを強要する」ことをDVやデートDVにあたると思っていない人が男女ともに多いことに驚く。資料7P13の右下「若年層への啓発」というより、「デートDV予防啓発」とした方が強く訴えられる。好みを言うだけならいいが強制、強要になるといけない。その線引きが難しい。
- 委員 計画の中で「デートDV予防啓発」としておけば、デートDVの啓発やセミナーなど具体的に進めていくことがわかりやすい。文章の冒頭には、「DVをはじめとする」とあるのでここに含まれると思うが、あえて削除しなくてもいい。DVの問題は多くて身近な問題。
- 会長 文章を短くしても、わかりやすいものでなければならない。同じ文章が重なったとしても、書いておく方がいい場合もある。
- 委員 資料7P6の6行目、「男女双方がリーダーとして」のところの「男女双方が」を削除しているが、男女共同参画の視点を持っても女性でなければ理解できないところもある。そういう意味で、男性も女性もリーダーが必要ということなので削除しないでほしい。
- 会長 男女の二元論で納めると含まれない人もいるので男女を削除したのかと思われるが、それも含めたうえで女性のリーダーが必要という表現がいる。簡素にすると落ちていく部分があるので、しつこいくらいの表現でもいい。
- 事務局 意見を参考に検討する。
- 副会長 第4章には「意思決定過程」という言葉が多く出てくる。意思決定過程した後が大切、意志実現や意志表明など。例えば審議会の女性の参画率が増えたから良いということではなく、審議の中に加わり意見が反映されるところまでいかないと良い方向にならない。意思決定過程に参画し、その後どうなるか、一歩先の表現があれば具体的な内容に踏み込める。
- 会長 ほかに意見あれば、後日でもお知らせいただく。その他について、事務局から説明をお願いする。

(事務局説明)

資料5改訂版策定までのスケジュール参照。今後の流れについて、本日、協議した内容を反映した素案を作成。追加の意見等は10月6日までをお願いする。

10月中に素案を各担当課へ確認依頼、内容について協議を行う。その後、素案の最終版を作成し、委員に送付。次回11月の審議会で素案の最終協議を行う。

10月中旬頃に日程調整表を送るので返信をお願いする。日時が確定次第、連絡。

- 会長 本日の議事は全て終了。令和8年度第2回摂津市男女共同参画推進審議会を閉会する。

【閉会】